

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月27日

香川県公安委員会委員長 横井久子

香川県公安委員会規則第7号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～29 略					1～29 略				
30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	第4条第1項～第77条第1項第4号 略				30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	第4条第1項～第77条第1項第4号 略			
	第84条第 1項	略				第84条第 1項	略		
	第89条第 2項、第 101条第 4項及び 第101条 の2第2 項	質問票の交付		○		第89条第 2項	略		
	第89条第 3項	略				第89条第 2項	略		
	第90条第1項ただし書及び第2項～第100条の 3第3項 略					第90条第1項ただし書及び第2項～第100条の 3第3項 略			
	第101条 第5項及 び第6項 並びに第 101条の 3第2項	略				第101条 第4項及 び第5項 並びに第 101条の 3第2項	略		

第101条 第3項			
第101条 の2第3 項及び第 4項並び に第101 条の3第 2項			
第101条の2の2第2項～第101条の4第3項 第1号 略			
第101条 の4第3 項第2号	略		
第101条 の5	免許を受けた者に対す る報告の要求		○
第101条 の6第1 項	医師の診察の結果に係 る届出の受理		○
第101条 の6第2 項	医師からの確認に対す る回答		○
第101条 の6第4 項	他の都道府県公安委員 会への通知		○
第102条 第1項か ら第5項 まで	略		
第102条第6項～第104条の2の2第5項 略			
第104条 の2の2 第6項	略		

第101条 第3項			
第101条 の2第1 項、第2 項及び第 3項並び に第101 条の3第 2項			
第101条の2の2第2項～第101条の4第3項 第1号 略			
第101条 の4第3 項第2号	略		
第102条 第1項か ら第5項 まで	略		
第102条第6項～第104条の2の2第5項 略			
第104条 の2の2 第6項	略		

第104条 の2の2 第6項			
第104条 の2の2 第7項	略		
第104条 の2の3 第1項	一定の病気にかかって いる疑いがあると認め られるときにおける免 許の効力の停止		*○
第104条 の2の3 第2項	一定の病気にかかって いる疑いがあると認め られるときにおける免 許の効力の停止に係る 弁明の機会の付与		*○
第104条 の2の3 第3項	略		
第104条 の2の3 第5項	略		
第104条 の2の3 第5項			
第104条 の2の3 第5項			
第104条 の2の3 第7項			
第104条 の2の3 第7項			
第104条			

第104条 の2の2 第6項			
第104条 の2の2 第7項	略		
第104条 の2の3 第1項	略		
第104条 の2の3 第3項	略		
第104条 の2の3 第3項			
第104条 の2の3 第3項			
第104条 の2の3 第5項			
第104条 の2の3 第5項			
第104条			

の2の3 第8項			
第104条の3第1項～第107条第3項 略			
第107条 第4項	略		
第107条 の3の2	国際運転免許証等を所持する者に対する報告の要求		○
第107条 の4第1項	略		
第107条の4第3項～第107条の5第8項 略			
第107条 の5第9項	略		
第107条 の5第9項			
第107条 の5第9項			
第107条 の5第9項			
第107条 の5第9項			
第107条 の5第10項			
第107条 の5第10項			
第107条 の5第11項			
第107条			

の2の3 第6項			
第104条の3第1項～第107条第3項 略			
第107条 第4項	略		
第107条 の4第1項	略		
第107条の4第3項～第107条の5第8項 略			
第107条 の5第9項	略		
第107条 の5第9項			
第107条 の5第9項			
第107条 の5第9項			
第107条 の5第9項			
第107条 の5第10項			
第107条 の5第10項			
第107条 の5第11項			
第107条			

の5第11項		
第107条の5第11項		
第107条の6	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理	略
第107条の7第3項～第114条の3 略		

(1) 略

(2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第3条～第10条第3項 略	
	第18条の2の3第4項	略
	第18条の2の3第4項	
	第18条の2の3第4項	
	第18条の2の3第4項	
	第18条の2の3第4項	
	第18条の2の3第4項	
	第18条の2の3第4項	
	第18条の3～第28条 略	
	第28条の2	略
第28条の2		

の5第11項		
第107条の5第11項		
第107条の6	自動車等の運転を禁止したときの国家公安委員会への報告	略
第107条の10第1項～第114条の3 略		

(1) 略

(2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第3条～第10条第3項 略	
	第18条の2の2第4項	略
	第18条の2の2第4項	
	第18条の2の2第4項	
	第18条の2の2第4項	
	第18条の2の2第4項	
	第18条の2の2第4項	
	第18条の2の2第4項	
	第18条の3～第28条 略	
	第28条の2	略
第28条の2		

	第28条の2		
	第28条の2		
	第28条の2		
	第28条の2		
	第29条第9項	略	
	第29条の2第7項	特例更新申請者に係る新たな免許証の交付（第29条第9項の準用）	略
	第29条の3第2項～第38条の4の4第2項 略		
(3)～(12) 略			
(13) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第62条第9項	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第71条の5	略	
第72条の2～第113条 略			
(14)・(15) 略			
31～100 略			
備考 略			

	第28条の2		
	第28条の2		
	第28条の2		
	第28条の2		
	第29条第8項	略	
	第29条の2第5項	特例更新申請者に係る新たな免許証の交付（第29条第8項の準用）	略
	第29条の3第2項～第38条の4の4第2項 略		
(3)～(12) 略			
(13) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第62条第9項	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第68条	略	
	第71条の4	略	
第72条の2～第113条 略			
(14)・(15) 略			
31～100 略			
備考 略			

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。